徳島県報

発行者　徳島県

発行所　徳島県企画総務部
法制監察課

定期第８１４号　令和７年４月４日発行

目　　次

【告示】

番号	表題	担当課名
２２０	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
２２１	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
２２２	同	同
２２３	道路の区域を変更する件	高規格道路課
２２４	海岸保全区域を指定する件	河川政策課

徳島県告示第二百二十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和七年四月四日

徳島県知事　後藤田　正純

一　申請の概要

1　申請者

名　称　日亜化学工業株式会社

住　所　阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者　代表取締役　小川裕義

2　工場又は事業場

名　称　日亜化学工業株式会社　辰巳工場

所在地　阿南市辰己町一番地一九

3　特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号に規定する酸又はアルカリによる表面処理施設

4　特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二　縦覧の期間及び場所

1　期間

令和七年四月四日から

令和七年四月二十五日まで

2　場所

徳島県生活環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第二百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年四月四日から同年八月四日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和七年四月四日

徳島県知事　後藤田　正純

一　届出の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　ドラッグコスモス津乃峰店

所在地　阿南市津乃峰町長浜四四六番一八ほか

2　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	横山　英昭

3　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	横山　英昭

4　大規模小売店舗の新設をする日

令和七年十一月二十二日

5　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、二〇七平方メートル

6　大規模小売店舗の概要

届出事項			概要
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	四五台
	駐輪場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	一〇台
	荷さばき施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		面積	六二・七二平方メートル
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		容量	一〇・八立方メートル
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前九時
	小売業を行う者の閉店時刻		午後十時
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前八時三十分から午後十時三十分まで
	駐車場の自動	出入口の数	三箇所

二　届出年月日

令和七年三月二十一日

三　届出及び添付書類の縦覧

1　縦覧の場所

徳島県経済産業部企業支援課及び阿南市産業部商工戦略課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2　縦覧の期間　令和七年四月四日から同年八月四日まで

四　意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1　意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号〇八八―六二一―二三六七

2　意見書に記載すべき事項

(一)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二)　意見の内容

(三)　意見を述べる理由

3　その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び阿南市産業部商工戦略課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
車の出入口		
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前六時から午後十時まで	

徳島県告示第二百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年四月四日から同年八月四日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和七年四月四日

徳島県知事　後藤田　正純

一　届出の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　（仮称）ダイレックス小松島江田店

所在地　小松島市江田町字腰前二〇番二ほか

2　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地	五味　肇

3　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地	五味　肇

4　大規模小売店舗の新設をする日

令和七年十一月二十日

5　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、六五五平方メートル

6　大規模小売店舗の概要

届出事項			概要
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	七二台
	駐輪場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	一八台
	荷さばき施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		面積	一三八平方メートル
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		容量	九立方メートル
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前九時
	小売業を行う者の閉店時刻		午後十時
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前八時三十分から午後十時三十分まで
	駐車場の自動	出入口の数	二箇所

二　届出年月日

令和七年三月十九日

三　届出及び添付書類の縦覧

1　縦覧の場所

徳島県経済産業部企業支援課及び小松島市産業振興部商工観光課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2　縦覧の期間　令和七年四月四日から同年八月四日まで

四　意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1　意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号〇八八―六二一―二三六七

2　意見書に記載すべき事項

(一)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二)　意見の内容

(三)　意見を述べる理由

3　その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び小松島市産業振興部商工観光課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
車の出入口		
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前五時から午後十時まで	

徳島県告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和七年四月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月四日

徳島県知事　後藤田　正　純

道路の種類　県道

整理番号	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
2　2	阿南勝浦	勝浦郡勝浦町大字沼江字天川三二番地先から同字一楽三九番二地先まで	旧	五・九～六二・七	五四八・三
		同		一一・五～七一・七	四六五・二
		同	新	五・九～六二・七	五四八・三
		同		一一・五～一〇八・二	四六五・二

徳島県告示第二百二十四号

平成元年徳島県告示第百九十一号（海岸保全区域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和七年四月四日から施行する。

令和七年四月四日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　海岸名　三ツ石地区海岸

二　指定場所　鳴門市鳴門町三ツ石字八軒浜一二四番地先から同町高島字中島九九番六まで

三　指定区域　標杭一号から標杭一九号までを順次結んだ線並びに標杭一九号、補助点G、補助点F、補助点E、補助点D、補助点C、補助点B、補助点A及び標杭一号を結んだ線によって囲まれた区域

四　標杭及び補助点の位置

1　標杭　標杭一号から標杭一九号までの位置は、次の平面図のとおりとする。

2　補助点　A　標杭一号から北九五度二一分三二秒線上三五・九五メートルの点

B　標杭二号から北六四度〇八分一一秒線上五二・二五メートルの点

C　標杭四号から北一〇度〇〇分〇〇秒線上三五・〇〇メートルの点

D　標杭七号から北六度三〇分〇〇秒線上四〇・〇〇メートルの点

E　標杭八号から北二一度〇〇分〇〇秒線上三三・三八メートルの点

F　標杭一四号から北七九度五四分〇四秒線上五九・八八メートルの点

G　標杭一九号から北一二八度〇〇分〇〇秒線上三五・〇〇メートルの点

（「次の平面図」は、省略し、徳島県県土整備部河川政策課及び徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンターに備え置いて縦覧に供する。）